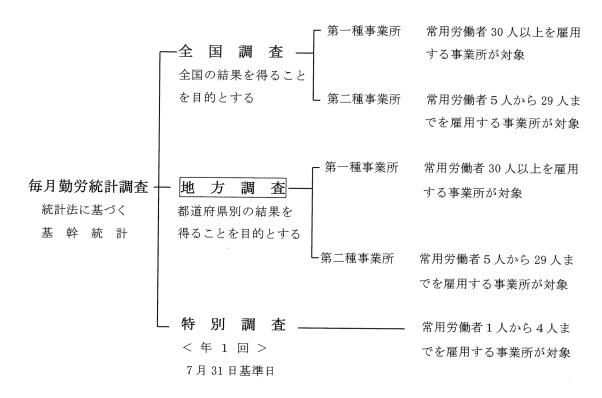
第1章 毎月勤労統計調査地方調査の概要

第1章 毎月勤労統計調査地方調査の概要

1 調査の目的

この調査は統計法に基づく基幹統計調査であって、雇用、賃金および労働時間について、毎月、 滋賀県における変動を明らかにすることを目的とする。



2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)に定める鉱業,採石業,砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業,郵便業、卸売業,小売業、金融業,保険業、不動産業,物品賃貸業、学術研究,専門・技術サービス業、宿泊業,飲食サービス業、生活関連サービス業,娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)、教育,学習支援業、医療,福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)に属し、常用労働者を常時5人以上雇用する事業所の中から抽出された約690事業所について行った。

3 主な用語の定義

(1) 現金給与額

現金給与額とは賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が 労働者に支払うもののうちで、通貨で払われるものをいう。

「きまって支給する給与」とは、労働協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、超過労働給与を含む。

「**所定内給与」**とは、きまって支給する給与のうち超過労働給与以外のものをいう。ここでいう 超過労働給与とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働 に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等で ある。

「特別に支払われた給与」とは、労働協約や就業規則等によらないで、一時的または突発的理由 に基づいて支払われた給与、また、労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が 定められている給与で以下に該当するもの。

- ア 給与の算定が3か月を超える期間ごとに行われるもの。
- イ 夏季、年末の賞与
- ウ 結婚手当等支給事由の発生が不確実なもの。
- エ 過去に遡って算定された給与の追給額(ベースアップ、定期昇給等)

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額である。

(2) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されるか否か にかかわらず除かれるが、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる当宿直の時間 は含めない。

「**所定内労働時間数」**とは、事業所の就業規則等で定められた正規の始業時間と終業時間との間の実労働時間数のことである。

「**所定外労働時間数」**とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。 「**総実労働時間数」**とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計である。

(3) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時から午後12時までの間に1時間でも就業すれば出勤日とする。

- (4) 常用労働者 ※平成29年12月までの常用労働者の定義。平成30年1月から定義の変更あり。
 - 「常用労働者」とは、次のうち何れかに該当する労働者のことである。
 - ① 期間を定めず、または1か月を超える期間を定めて雇われている者。
 - ② 日々または1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2か月にそれぞれ 18 日以上雇われた者。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次の何れかに該当する労働者のことである。

- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。
- ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

4 指数等の解説

この調査では、各調査結果の時系列変化比較を目的として、基準年の平均(以下「基準数値」 という。)を100とする指数を用いている。

現在は平成27年を基準年とし、指数は平成27年平均=100としている。

名目賃金指数 = 集計結果(賃金額)/基準数値×100

常用雇用指数 = 集計結果 (月末常用労働者数) /基準数値×100

実質賃金指数 = 名目賃金指数/消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)×100

5 結果算定の方法

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告をもとにして本県の規模5人以上のすべての事業所に対するよう復元して算定したものである。

6 結果利用上の注意

- (1) 本年報は、常用労働者数 30 人以上の事業所の結果を中心に平成 29 年 1 月分から 12 月分までの 1 年間の結果をまとめたものである。
- (2) 日本標準産業分類の改訂に伴い、平成 29 年 1 月分(平成 28 年年末賞与の支給状況を除く。) から、新産業分類に基づき表章している。(詳細は P4 参照)
- (3) 平成27年1月分調査において第一種事業所の調査事業所の抽出替えを行った。この調査事業所の抽出替えに伴い、平成27年1月分については、従来の調査事業所による旧調査と、新たに抽出された抽出事業所による新調査とを重複実施し、調査結果に時系列的連続性をもたせるための資料を得ることにした。本調査では現金給与額や労働時間数などの実数については、すでに公表した調査結果を遡って訂正することは行っていないので、調査事業所の抽出替えにおける結果のギャップは修正されずに残り、時系列比較が困難である。しかし、指数については、新旧両調査結果のギャップを過去に遡って修正するので、時系列比較は原則としてこの指数で行う。
- (4) 製造業の中分類で調査事業所が僅少のものは表章を省略したが、製造業の大分類には含めて 集計している。また、調査産業の集計は、調査事業所が僅少のため公表を秘匿する産業分類に ついても集計対象に含めて行っている。
- (5) 比率の算出については単位未満を四捨五入しているため、構成比の合計が100.0にならない場合がある。
- (6) 前年比については、原則として指数を用いて計算しているが、指数が作成できない産業においては実数により計算している。
- (7) 統計表の符号の用語は次のとおりである。
 - 「0」 単位未満
 - 「一」 該当数字のないもの
 - 「△」 減少
 - 「X」標本数が寡少等のため秘匿としたもの
- (8) 全国値については、「政府統計の総合窓口」(e-Stat) により公表されている数値(令和元年 8月26日時点)を使用している。

毎月勤労統計調査地方調査の表章産業等について

	表 章 産 業	略 称
TL	調査産業計	
С	鉱業,採石業,砂利採取業	鉱業
D	建設業	建設業
Е	製造業	製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス業
G	情報通信業	情報通信業
Н	運輸業,郵便業	運輸業,郵便業
I	卸売業, 小売業	卸売業, 小売業
J	金融業,保険業	金融業,保険業
K	不動産業, 物品賃貸業	不動産·物品賃貸業
L	学術研究, 専門・技術サービス業	学術研究等
M	宿泊業,飲食サービス業	飲食サービス業等
N	生活関連サービス業, 娯楽業	生活関連サービス等
О	教育, 学習支援業	教育, 学習支援業
Р	医療, 福祉	医療, 福祉
Q	複合サービス事業	複合サービス事業
R	サービス業(他に分類されないもの)	その他のサービス業

- ※ 文章内、表内は、原則略称を使用する。
- ※ 上記表中にない、第5章統計表中の一括分の産業分類は次のとおりである。

E一括分 : 「木材・木製品製造業 (家具を除く)」、「ゴム製品製造業」の合計

M一括分:「飲食店」、「持ち帰り・配達飲食サービス業」の合計

P-括分 : 「保健衛生」、「社会保険・社会福祉・介護事業」の合計

R一括分 : 「廃棄物処理業」、「自動車整備業」、「機械等修理業(別掲を除く)」、

「政治・経済・文化団体」、「宗教」、「その他のサービス業」の合計である。